

短期入所生活介護（特別養護老人ホームさくら）利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人足立邦栄会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう短期入所サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和 年 月 日からとし、第10条の契約の終了事由がない限り、短期入所サービスを利用できます。

第3条（短期入所サービス計画）

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成します。事業者はこのサービス計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（短期入所サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス計画に沿って、利用者に食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状況などに応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、【重要事項説明書】のとおりです。利用者の希望する個別のサービスについては、事業者は、利用者と協議の上、サービス計画に盛り込むように努めます。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。
- 4 【重要事項説明書】に記載されていない利用者の希望するサービスについては、事業者は利用者及びその家族と協議の上、サービス計画に盛り込み、提供できるように努めます。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、短期入所サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
- 3 利用者は、月～金曜日の午前10時から午後5時まで間に事務所にて、利用者に関する第3項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録複写物の交付を受けることができます。

第6条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額に明細書を添付して、翌月10日までに利用者へに通知します。
- 3 利用者は、原則として前項の請求のあった料金を、当月の20日までに事業者の指定する金融機関に振り込みにより支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者へに領収書を発行します。

第7条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 2 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。
- 3 利用者が、料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

第8条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対し、サービス提供日の前日午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日午後5時）までに連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止できます。
- 2 利用者が、正当な理由なくサービス提供の前日午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日午後5時）までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者へに料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金との支払いと合わせて請求します。

第9条（利用期間中のサービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、前日の午後5時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所の日までの日数を基準

に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
- 3 第1項及び第2項に定めるもののほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所サービスは終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は7日間の予告期間において事業者文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第16条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は除きます。
 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの料金を正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - (2) 利用者又はその家族が、事業者や職員、または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - (3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護老人福祉施設等に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、第三者に対し、利用者やその家族の個人情報を提供しません。ただし、利用者の疾病の治療を迅速かつ円滑に行うため、情報提供書、看護記録等関係する情報には、利用者の申し立てがない場合は同意があったものとして関係機関に情報提供を行います。

第12条（虐待等の禁止）

事業所及びその従業者は、利用者に対し、以下のような身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等の暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を

意図的、継続的に遮断する行為。

- (2) 食事を提供しない等、利用者自身の身体的・精神的状態を悪化させる行為。
- (3) 脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える行為。
- (4) 性的な行為またはその強要等の嫌がらせをすること。
- (5) 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

第13条（損害賠償）

事業者、サービスの提供に伴って、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、利用者に故意または重大な過失がその利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものとします。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、利用者の容態に急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかにかかりつけ医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第15条（連携）

事業者は、短期入所サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第16条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることはありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会的な通念を逸脱する行為を行った場合

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通ずつ所有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事 業 者

事業者名 社会福祉法人 足立邦栄会
 特別養護老人ホームさくら（事業者番号 1372101905）
住 所 東京都足立区皿沼2丁目8番8号
代表者名 理事長 新井 五輪子 印

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【 契約書別紙 】

1. 利用料金

(1) 併設型短期入所生活介護サービス費

① 基本料金（一日あたりの負担額）

単位数×11,100

居室種別	要介護度	単位数	短期入所生活介護サービス費	利用者負担額
従来型個室 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）	要介護度1	603単位	6,693円	669円
	要介護度2	672単位	7,459円	745円
	要介護度3	745単位	8,269円	826円
	要介護度4	815単位	9,046円	904円
	要介護度5	884単位	9,812円	981円
多床室 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）	要介護度1	603単位	6,693円	669円
	要介護度2	672単位	7,459円	745円
	要介護度3	745単位	8,269円	826円
	要介護度4	815単位	9,046円	904円
	要介護度5	884単位	9,812円	981円

ご利用者の負担額は、日単位で計算した短期入所生活介護サービス費の1割で、おおむねの額です。

② その他の体制加算

体制が整っている場合、基本料金に算定される加算・減算

項 目	単位数	利用者負担額	備考
長期利用者に対する減算	30単位		
	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合。 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。		
看取り連携体制加算	64単位	71円	
	・次のいずれかに該当すること （1）看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していること （2）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること		

	※死亡日及び死亡日以前３０日以下について、７日を限度		
看護体制加算（Ⅰ）	４単位	５円	
	専従の常勤看護師を配置した場合		
看護体制加算（Ⅱ）	８単位	９円	
	①専従の看護職員を配置 ②２４時間連携・連絡体制の整備		
看護体制加算（Ⅲ）イ	１２単位	１４円	
	①（Ⅰ）の算定要件 ②要介護３以上が７０％以上		
看護体制加算（Ⅳ）イ	２３単位	２６円	
	①（Ⅱ）の算定要件 ②要介護３以上が７０％以上		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２単位	２４円	
	①介護職員のうち介護福祉士を８０％以上の配置 ②勤続１０年以上介護福祉士３５％以上		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１８単位	２０円	
	①介護職員のうち介護福祉士を６０％以上の配置		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６単位	７円	
	①介護福祉士５０％以上 ②常勤職員７５％以上 ③勤続７年以上３０％以上		
機能訓練体制加算	１２単位	１４円	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を１００で除した数以上配置していること		
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	１３単位	１５円	
	夜勤帯の介護職員又は看護職員の延べ勤務時間が６４時間（４名分）以上		
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	１５単位	１７円	
	①（Ⅰ）の算定要件 ②喀痰吸引できる職員を配置		
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の１％を減算		
	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職		

	員その他従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の1%を減算 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1%を減算 以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)イ	総単位数に16.3%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	総単位数に17.6%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)イ	総単位数に15.9%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)ロ	総単位数に17.2%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	総単位数に13.6%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	総単位数に11.3%を乗じた単位数を加算

③ その他の加算 対象の方のみ算定される加算・減算

項 目	単位数	利用者負担額	備考
口腔連携強化加算	50単位	55円	
	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した		

	場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること		
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位	111円	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位	11円	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
個別機能訓練加算	56単位	63円	①居宅訪問 ②個別機能訓練計画作成 ③3月に1回見直し
送迎加算（片道）	184単位	205円	在宅と事業所間の送迎を施設にて実施した場合
療養食加算	8単位	9円	医師の処方箋に基づき療養食を提供した場合に1食ごとに算定。
在宅中重度者受入加算（看護体制加算未算定の場合）	425単位	472円	訪問看護利用者が、配置医師による指示で訪問看護を利用
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	222円	利用開始7日間上限

若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 単位	1 3 4 円	
	若年性認知症利用者を受け入れ、担当者を配置した場合		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 0 0 単位	1 0 9 円	
	理学療法士等や医師からの助言を受け機能訓練計画を作成状態を把握し、助言を行う		
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2 0 0 単位	2 1 8 円	
	共同し、機能訓練計画を作成し、機能訓練を行う		
緊急短期入所受入加算	9 0 単位	1 0 0 円	
	緊急利用枠で受入 利用開始から 7 日間以内		
医療連携強化加算	5 8 単位	6 5 円	
	①看護体制加算Ⅱ算定 ②定期的な巡視 ③事前の医療取り決め		

※上記は介護保険負担割合が1割の金額です。2割負担の方は表記の2倍負担となります。

（２）居住費及び食費（１日あたりの負担額および負担限度額）

段 階 区 分			居 住 費		食 費	
所 得 区 分		利 用 料 負担段階	従来型個室	多床室		
市 町 村 民 税	世帯課税者		第 4 段階	1, 2 3 1 円	9 1 5 円	1, 5 4 5 円
	世 帯 非 課 税	前年の合計所得金額＋ 年金収入 1 2 0 万円超	第 3 段階②	9 8 0 円	5 3 0 円	1, 3 6 0 円
		前年の合計所得金額＋ 年金収入 8 2． 6 5 万 円超 1 2 0 万円以下	第 3 段階①	8 8 0 円	4 3 0 円	1, 0 3 0 円
		前年の合計所得金額＋ 年金収入 8 2． 6 5 万 円以下	第 2 段階	4 8 0 円	4 3 0 円	6 0 0 円
		老齢福祉年金受給者	第 1 段階	3 8 0 円	0 円	3 0 0 円
生活保護受給者等						

※ 朝 3 9 0 円 昼 6 9 0 円 タ 4 6 5 円となります。召し上がらなかった分は請求いたしません。ただし、食材を用意している関係で、急な体調不良や用事でやむを得ずキャンセルとなった場合でも、料金をいただくことになります。

(3) 介護保険給付対象外サービスの利用料金

サービス項目	サービス内容	金 額
理美容代	希望する場合	2, 0 0 0 円 ～

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品および医療費等の実費については、利用者の負担となります。

2. 支払い方法

当月分を 1 ヶ月ごとに清算し、翌月 1 5 日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動口座引き落とし、もしくは郵便局への振込みでお願いいたします。

但し、これに寄り難い場合は、ご相談に応じます。

3. キャンセル料金

正当な理由なくサービス提供の前日午後 5 時（前日が日曜日の場合は土曜日午後 5 時）までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合、又は連絡がなかった場合は、料金の全部又は一部をキャンセル料としてお支払いいただきます。